

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [人事院勧告](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)

人事院勧告

人事院勧告

I 人事院勧告とは

国家公務員も給与で生活する勤労者であり、適正な水準の給与が支払われなければなりません。しかし、国家公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、協約締結権やストライキ権が否定されているなど労働基本権の制約を受けており、民間企業の従業員のように使用者との交渉によって給与や勤務時間を決めることができません。

このため、独立機関である人事院が必要な給与改定について国会と内閣に同時に勧告を行い、それに基づいて国家公務員の給与が改定される仕組みになっています。

この勧告は「人事院勧告」と呼ばれていて、民間企業従業員と国家公務員の給与水準を合わせることを基本に行われています。

* 人事院

国家公務員に基づき、公務員制度を公正かつ能率的に運用するために設けられている中央人事行政機関。人事院は、内閣の総括のもとに置かれていますが、公務員制度への政治の介入を避けるために、高度の独立性が保障されています。

出典：人事院ホームページ What's自治労 用語解説（自治労総合企画総務局編）

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[▶ キーワード検索はこちら](#)[>>一覧へ戻る](#)[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's広場](#)[関連リンク](#)

